

第2期中野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

令和4年3月18日付内閣府事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を参考に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見直しを検討します。

なお、内閣府事務連絡において示された、見直しに関する判断基準については、以下のとおりです。

見直しに関する判断基準

① 教育・保育について

令和3年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされています。

② 地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされています。

【参考】1号認定

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	158	154	150	150	147
実績	162	171			
実績/見込	103%	111%			

※ 10%以上乖離していることから、見直しを検討します。

見直しスケジュール（案）

～令和4年10月	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」の見直し作業 県との調整等
令和4年10月～令和5年3月	「見直し案」の子ども・子育て会議への付議
令和5年4月	改訂計画の施行